

第1節 将来を担う人づくり

幼児教育

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・平成27年度に信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度*の普及型の認定を受け、自然を生かした教育・保育に取り組んでいます。
- ・子ども・子育て支援新制度における認定こども園*への移行について、各施設に対し情報提供を行っています。
- ・幼稚園、保育所、小学校の連携を図るため、連絡協議会や、必要に応じ解決策を検討するケース会議を開催しています。
- ・私立幼稚園の施設整備に対する国や県の補助制度の活用を支援するとともに、私立幼稚園運営費補助金を交付しています。
- ・私立幼稚園に通う子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、就園奨励費補助金の交付に加え、平成28年度から3人目以降の子どもの保育料無料化を実施しています。
- ・保護者からのしつけに関する相談に対し、適切な情報提供を行っています。

現状と課題

- ・自然環境の変化に対応しながら、自然を生かした教育・保育を安全に行う必要があります。
- ・認定こども園の設置検討の支援のため、各施設に情報を提供する必要があります。
- ・地域全体で幼児の健やかな成長を支えるため、家庭や地域社会、幼稚園、保育所、小学校が連携し、情報の共有化を図る必要があります。
- ・幼児教育環境の充実のため、私立幼稚園の施設整備要望に対し、引き続き財政的な支援を行う必要があります。
- ・安心して子育てができるよう、保護者の経済的負担の軽減を図る施策を充実していく必要があります。
- ・核家族の増加など社会情勢の変化により、基本的な生活習慣の定着（家庭のしつけ）についての情報提供が求められています。

* 信州やまほいく(信州型自然保育)認定制度:保育及び幼児教育に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行うという信州型自然保育の基本理念に基づき長野県が自然保育を行う幼稚園、保育園などを認定する制度

* 認定こども園:「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」・「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たし、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 幼児教育の充実

- ・心身ともにたくましく、思いやりのある子どもの育成のため、自然環境の変化に対応し、安全に配慮する中で地域の自然を生かした教育や、地域の文化に触れる活動を推進します。
- ・認定こども園の設置の検討を促進するため、情報提供に努めます。
- ・幼児の健やかな成長のため、地域、家庭、幼稚園、保育所、小学校などの関係機関との連携強化を図ります。

(2) 幼児教育環境の整備

- ・私立幼稚園の施設整備や運営費に対して支援します。
- ・国・県の動向や財政状況を総合的に勘案し、保育料の軽減策を検討します。

(3) 幼児の生活習慣指導の充実

- ・食事、睡眠、片付け、あいさつなど、家庭における幼児期からのしつけに関する情報提供を図ります。

学校教育

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・佐久平浅間小学校の建設事業、望月中学校の改築事業が終了し、岩村田小学校の改築事業に着手しました。
- ・児童生徒が快適な学校生活を過ごせるよう、老朽化による危険箇所の修繕などを行っています。
- ・教育、学術及び文化の振興のため、「佐久市教育大綱」、「佐久市教育振興基本計画」を策定しました。
- ・小中学校において、「佐久市教育振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の「学習力」を高める取組を推進しています。
- ・「全国学力・学習状況調査*」のほか、市独自に学力検査を実施し、結果の分析を行い各学校への情報提供と指導上の支援をしています。
- ・家庭学習では、通常の課題のみでなく、児童生徒自らが計画して進める学習を促進しています。
- ・自然観察や実験など授業の充実を図るため、理科専科のいない小学校に理科支援員を配置しました。
- ・「佐久の先人*」、「ゆめ・花・さくし*」の配布や地域の人材の協力により、地域の先人、伝統、文化、歴史の学習を進めています。
- ・豊かな感性を育むため、音楽や舞台芸術を直接鑑賞する機会を設けています。
- ・小中学校にALT*を配置するとともに、地域英語ボランティアの協力による地域英語コミュニケーション事業を実施しています。
- ・市立の全学校図書館をOA化し、児童生徒の読書記録や図書の貸出、返却などの一元化した図書管理を行うことにより、読書環境を整備しています。
- ・全小中学校にタブレット型パソコンや電子黒板を導入するとともに、児童生徒に電子メディア機器の利用状況などのアンケートを実施し、その結果を施策や学校での指導資料として活用しています。
- ・就学支援専門員による就学相談や、特別支援教育支援員の配置により、特別な支援が必要な児童生徒への支援を行っています。
- ・「コスモス相談*」や中間教室の開室により、いじめや不登校に関する相談・支援を実施するとともに、いじめ不登校の実態把握と総合的な対策・検討を進めています。
- ・各給食センターの設備の更新、改修を計画的に行うとともに、アレルギー対応食の提供を開始しました。
- ・「学校給食応援団*」を、市内全地区にそれぞれ組織し、各給食センターと連携・協力しながら地産地消、食育を推進しています。

* 全国学力・学習状況調査:義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析、教育施策の成果と課題を検証し、その改善などを図るため、毎年小学校6年生と、中学3年生を対象として行う調査

* 佐久の先人:佐久市にゆかりのある先人の業績や人となりを後世に伝えるため、先人の選定や、調査・検討成果の公表や活用を行う佐久の先人検討事業により作成された冊子など

* ゆめ・花・さくし:市教育委員会で作成する佐久市小学校3・4年社会科副読本であり、佐久市独自の地域資料集

* ALT:外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) の略。小中高校などで日本人教員の助手として外国語事業に携わり、教育教材の準備や課外活動などに従事する外国人助手のこと。

- ・全小中学校において交通安全教室を実施するとともに、「通学路交通安全プログラム*」の策定などにより、子どもの登下校時の安全確保対策の充実を図っています。
- ・事件や事故、災害などの防止や減災を図るため、各学校で「危機管理マニュアル」を策定するとともに、避難訓練を実施しています。

現状と課題

- ・小中学校の改築において、施設の老朽化の状況に応じ、全面改築だけではなく、長寿命化改修なども取り入れ、効率的な整備を推進する必要があります。
- ・臼田地区新小学校の建設場所が決定したことにより、既存4小学校の跡地利用の在り方を検討する必要があります。
- ・地域とのつながりの希薄化や経済情勢の変化など教育環境が大きく変化していることから、佐久市教育振興基本計画に基づき家庭、地域、学校が連携して教育活動を進める必要があります。
- ・児童生徒数が減少傾向にあるため、市立学校の適正規模・配置の在り方を検討する必要があります。
- ・児童生徒の確かな学力の定着のため、家庭学習も含め自らが進んで取り組む学習を進めていく必要があります。
- ・探究心を育み、問題解決能力の向上を図るための授業づくりを進める必要があります。
- ・地域に誇りと愛着を持つ郷土教育を推進するため、学校が地域と積極的に関わる必要があります。
- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」の結果に基づき、体力と運動、健康との関連を意識させた運動習慣の確立の必要があります。

* コスモス相談: 市教育委員会が実践している児童生徒の不登校・いじめ・就学などの諸問題や子育てに関する教育相談

* 学校給食応援団: 佐久市の地産地消推進と子ども達への地元食材に対する食育を推進することを目的とし、地元農家から、農作物が直接、学校給食に提供される体制作りのため地区ごとに設立された組織

* 通学路交通安全プログラム: これまで実施した通学路安全点検を一過性とせず、引続き通学路の安全確保に向け継続的に取り組むため、関係機関との連携体制を構築し、策定された計画

* 全国体力・運動能力、運動習慣等調査: 全国的な子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善などを図るため、毎年小学5年生と、中学2年生を対象として行う調査

- ・児童生徒の発達段階に応じた計画的なキャリア教育*を展開することにより、社会的自立に必要な能力を育てる必要があります。
- ・社会の急速な国際化の進展の中、小学校5・6年での英語教科化に向け、指導体制の整備・充実を図る必要があります。
- ・国が推進するICT*を活用した教育の学習上の効果などを踏まえ、情報教育を推進する必要があります。
- ・児童生徒にメディア機器への依存傾向や、ネット上のトラブルに巻き込まれる事例があることから、学校、地域、保護者が連携し活動に取り組む必要があります。
- ・特色ある地域に開かれた学校づくりを進めるため、地域の方々の意見などを学校運営にさらに反映させる必要があります。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の数は増加し、障がいなどの内容も多様化していることから、支援員の確保と資質のさらなる向上を図る必要があります。
- ・不登校などの相談内容が年々多様化する中で、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応をするため、関係機関との連携を密にする必要があります。
- ・安全な学校給食を提供するため、計画的な機器の更新や改修を図るとともに、引き続き栄養バランスのとれたおいしい給食を提供する必要があります。
- ・郷土の食文化や、食材の地産地消を通して食の大切さを学ぶため、関係者が連携し食育指導を充実させていく必要があります。
- ・生活環境の変化により、アレルギー性疾患や生活習慣病などが増加していることから、保健教育を充実させていく必要があります。
- ・児童生徒の通学途中における交通事故が発生していることから、各学校での交通安全教室の内容の充実や、安全対策を図る必要があります。
- ・引き続き地域ぐるみの安全管理に取り組むとともに、様々な災害状況を想定した避難訓練や防災教育の充実が求められています。

* キャリア教育:一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
 * ICT:情報通信技術(Information and Communication Technology)の略

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 学校教育施設の充実

- ・岩村田小学校の改築と臼田地区新小学校の建設を推進します。
- ・児童生徒が快適な学校生活を過ごせるよう、計画的な施設の改築または長寿命化改修、修繕などを推進します。
- ・臼田地域のまちづくりや公共施設マネジメントの視点から、臼田地区新小学校の建設に伴う既存4小学校の跡地利用について検討します。

(2) 小中学校の教育の充実

- ・自立して社会を生き抜く力を育むため、教育振興基本計画に基づき各種施策を推進します。
- ・「確かな知性」、「豊かな心」、「たくましい実践力」を育むため、教育振興基本計画の実践プランであるコスモプランを推進します。
- ・児童生徒数の将来的な動向を勘案し、学校配置の在り方について検討します。
- ・学力の向上のため、学習指導方法の充実を図るとともに、学校と家庭が連携し、児童生徒が主体的に進められる家庭学習を促進します。
- ・様々な教科で必要とされる問題解決能力の向上を図るため、好奇心、探究心を育む理科教育の充実を図ります。
- ・そこに暮らす人とのふれあいを通し、地域に根差した特色ある郷土教育の取組を推進します。

- ・豊かな感性を育て心身の健全な発達を図るため、音楽や美術などの情操教育や体育教育の充実に努めます。
- ・地域の諸団体や企業などとの連携を深め、職場体験奉仕活動などの体験学習の充実に努めます。
- ・国際化に対応できる人材を育成するため、小学校での英語教科化に向けた、教職員研修やALTを活用した指導体制の充実などを図ります。
- ・学校図書館において図書管理を円滑に行うとともに、レファレンスサービス*の充実に努めます。
- ・ICT環境の整備を推進するとともに、教職員へのICT活用研修の充実に努めます。
- ・子どもたちの上手なメディア利用のあり方について、保護者、学校、幼稚園、保育所、地域が連携した取組を推進します。
- ・これまでの地域と学校が連携した子どもを育てる取組を踏まえ、コミュニティスクール*を推進します。

(3) 特別支援教育、不登校対策の推進

- ・学校、保護者、関係機関との連携を強化し、障がいのある児童生徒個々の状況に応じた適切な就学支援の充実を図ります。
- ・支援員の資質向上のため研修を行うなど、特別支援教育の充実を図ります。
- ・いじめや不登校などについて気軽に相談できる体制整備を図るとともに、中間教室などによる指導体制の強化に努めます。

*レファレンスサービス: 図書館利用者に対し、図書館職員が求められている情報あるいは資料を提供するサービス

*コミュニティスクール: これまで地域と学校が連携して築き上げてきた、子どもを育てる取組を土台とし、新たに地域住民が ①学校運営参画 ②学校支援 ③学校評価を一体的・継続的に実践していく仕組み

(4) 学校給食の充実

- ・ 臼田地区新小学校の建設に伴い、臼田センターの施設整備について検討を進めます。
- ・ 児童生徒に、より安心・安全な給食が提供できるよう、アレルギー対応食の提供体制の充実や、学校給食施設の計画的な整備を進めます。
- ・ 全ての児童生徒が給食を楽しみと思えるよう、献立や調理の工夫を図ります。
- ・ 民間活力の導入や、配食体制の効率化などについて検討を進めます。
- ・ 食に関わる人々への感謝の気持ちや、食の大切さを実感できるよう、郷土食を盛り込んだ献立や、地産地消の推進に伴う地元生産者との交流などにより「食育」を推進します。

(5) 子どもの健康と安全対策の推進

- ・ 児童生徒が心身の健康保持・増進のために必要な知識、能力、生活習慣を身に付けられるよう保健教育の充実を図ります。
- ・ 交通事故減少に向け、各校で実施する交通安全意識、交通マナーの啓発を目的とした交通安全教室の充実を図ります。
- ・ 通学路などの安全点検を行い、危険個所については、地域や関係機関との連携を図りながら改善に向けた取組を進めます。
- ・ 地域で児童生徒を見守る体制づくりを促進するとともに、各学校における災害対応体制の充実を図ります。

高校教育・高等教育

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・高校と小中学校との交流事業の実施や、中学生の高校体験入学などの取組を行い、小学校、中学校、高校の連携を深めています。
- ・北佐久農業高等学校、臼田高等学校、岩村田高等学校工業科が統合され、平成27年4月に佐久平総合技術高等学校が開校しました。
- ・奨学金の償還開始時の負担軽減のため、佐久市奨学金制度において、償還方法の見直しを行いました。
- ・地域の発展や人材育成などを目的に、佐久大学及び佐久大学信州短期大学部と「連携に関する協定」を締結しました。

現状と課題

- ・地域の高校の活性化が図られるよう、高校再編などの県教育委員会の動向を注視するとともに、小中高の連携を深めていく必要があります。
- ・多様な専門教育機会の拡充のため、引き続き高等教育機関の育成や誘致に努める必要があります。
- ・社会情勢の変化も考慮し、利用者のニーズに応じた佐久市奨学金制度の見直しを進めていく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 高校教育の充実

- ・小中学校と高校の連携強化のため、交流事業や体験活動などを推進します。
- ・県立高校の再編に向けた動向を注視するとともに、高校教育を受けられる機会の拡充を促進します。

(2) 将来を担う優秀な人材の育成

- ・各種高等教育機関の充実や誘致に努め、多様な専門教育を受けられる機会の拡充を図ります。
- ・各種高等教育機関との連携により、地域産業の活性化と、その担い手となる人材の育成を図ります。
- ・地域産業を担う人材の育成のため、佐久市奨学金制度において償還金の一部免除を実施します。

青少年の健全育成

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・家庭、学校、地域が連携を図るとともに、市内各地域育成会の支援を通じ、文化、スポーツ、奉仕活動などの取組が行われています。
- ・地域ぐるみで青少年育成を図るため、「青少年健全育成市民集会」や世代間交流を促進する「佐久市子どもまつり」などを開催しています。
- ・各地区の補導委員による「声かけ」を中心とした街頭補導活動や、専門補導委員による少年相談、青少年に有害な地域環境の実態調査などを実施しています。
- ・中学生海外研修事業や、ジュニアリーダー研修事業、銀河連邦*子ども留学交流研修事業を行い、子どもたちに様々な体験ができる機会を提供しています。
- ・子どもたちの健全育成に資する施設として整備された子ども未来館においては、天体観測施設（うすだスタードーム）や臼田宇宙空間観測所との連携事業を実施しています。
- ・生涯学習センター内に「子ども自習室」を設置し、子どもたちが安全に利用できる自主学習の場を提供しています。

現状と課題

- ・地域ぐるみの青少年健全育成を一層充実させるため、地区育成会活動や青少年健全育成市民集会などに、多くの市民が参加できるよう内容の充実と周知を図る必要があります。
- ・地区によっては、子どもの数が減少し、地区育成会活動が困難になっています。
- ・青少年の非行を防止するために、補導委員や専門補導委員の活動の充実とともに、引き続き家庭、学校、地域、関係団体などとの連携強化を図る必要があります。
- ・中学生海外研修、ジュニアリーダー研修、銀河連邦子ども留学交流研修などの各種研修に多くの青少年の参加があるよう、研修内容の充実を図るとともに、研修事業の魅力を発信していく必要があります。
- ・子ども未来館などの子どもたちの交流・学習拠点の魅力を高めるため、展示内容や各種講座、ワークショップの充実とともに、地域や学校などとの連携強化を図る必要があります。

* 銀河連邦: 文部科学省宇宙科学研究所の研究及び観測施設等のある5市2町を「銀河連邦共和国」とし、首脳サミット、銀河フォーラム、子ども留学交流、物産販売等経済交流により友好を深めている。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域ぐるみの青少年育成

- ・地域の特性を生かした地区育成会活動を促進するとともに、各種イベントの周知を図ります。
- ・子どもの数が減少する中、近隣地区との共同開催による活動の実施を促すなど、開催方法を工夫し活動の充実を促進します。
- ・社会の中で自立した人材を育成するため、家庭、学校、地域、関係団体などとの連携を図るとともに、青少年健全育成市民集会などのイベント内容の充実と周知に努めます。
- ・非行の未然防止と早期発見のため、街頭補導活動や少年相談、青少年に有害な地域環境の実態調査を実施するとともに、市内各店舗に青少年健全育成協力店の登録を促進します。

(2) 将来を担う青少年育成

- ・多くの青少年に異文化体験、自然体験、社会体験など多彩な体験ができる研修事業に参加してもらえるよう、研修内容の充実を図るとともに、研修事業の魅力を発信します。

(3) 交流・学習拠点施設の充実

- ・交流・学習拠点となる施設の展示内容や機能の充実を図ります。
- ・特色ある事業展開を図るため、関連施設、地域、学校などとの連携強化を進めます。

第2節 主体的、創造的な学びと文化の熟成

文化・芸術

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・平成24年8月に「佐久市文化振興計画」を策定し、それに基づき施策を展開しています。
- ・文化関連施設の魅力を高めるために、文化施設館長会議の開催による情報共有や共同企画事業の開催により、施設間の連携を図っています。
- ・市民が芸術に触れる機会を拡充するため、佐久市文化振興基金の運用益を活用し、公演などを開催するとともに、児童・青少年のための舞台芸術フェスティバル事業「キッズ・サーキット in SAKU*」を開催しました。
- ・佐久市立近代美術館では、親子で楽しめる展覧会を企画するとともに、市内4施設に作品を展示するまちじゅう美術館事業*を行うなど、多くの市民の方に芸術に触れる機会を提供しています。
- ・文化施設の老朽箇所の改修、文化ホール設置機器の更新、デジタル化などにより、機能の充実を図っています。
- ・川村吾蔵*記念館では、収蔵品の修復などを行い展示内容の充実を図りました。
- ・芸術文化活動事業補助金事業、芸術文化振興激励金事業*、アーティストバンク事業*などを実施し、自主的な文化・芸術活動を支援しています。
- ・市内で活動する団体による展覧会などの開催の支援として、佐久市立近代美術館の視聴覚室を「市民ギャラリー」として提供しています。
- ・53名の「佐久の先人」を選定し、広報や作成した冊子などを利用して、その業績を紹介しています。
- ・文化財パトロールなどにより文化財の状況調査を実施し、適切な保護・保存を図るとともに、文化財への関心を高めるための講座などを開催しています。
- ・貴重な無形文化財の伝承のため、民俗文化財の後継者育成を支援しています。

現状と課題

- ・「佐久市文化振興計画」に基づき文化振興を図るとともに、文化振興施策に対する市民ニーズを把握する必要があります。

* キッズ・サーキット in SAKU: 日本を代表する有名劇団などを招き、コスモホールをはじめとした市内のホールで開催する県内最大規模となる児童・青少年のための舞台芸術フェスティバル

* まちじゅう美術館事業: 市民が身近に美術作品に親しむ空間を提供するため、市立近代美術館の収蔵品を公共施設で展示公開する事業

* 川村吾蔵(1884~1950): 公共彫刻のほか、乳牛像、著名人の胸像などを制作し、海外で高い評価を得た本市出身の彫塑家

* 芸術文化振興激励金事業: 市民の自主的、自発的な文化活動を促進し、地域に根ざした芸術文化の振興を図るため、これらの活動をする団体又は個人に予算の範囲内で激励金を交付する事業

* アーティストバンク事業: 市内で積極的に芸術活動を行っていただけるアーティストの情報を市民に広く知らせることにより、市民が芸術文化に触れる機会を拡充するとともに、芸術活動を行っている人に活躍の場を広げることを目的とした事業

- ・文化関連施設の利用者の増加に向け、実施事業の見直しや新たな企画などに取り組む必要があります。
- ・収蔵品を適正に保存、管理、活用するため、老朽化の進んだ施設の計画的な改修や人材の育成を図る必要があります。
- ・臼田地区新小学校の建設に伴い、龍岡城五稜郭の今後の維持・管理、活用方法を検討する必要があります。
- ・市民の自主的な文化・芸術活動に対し、引き続き支援をしていく必要があります。
- ・「佐久の先人」の業績を後世に伝えるため、作成した冊子を活用していく必要があります。
- ・所有者や保存会の高齢化などにより文化財の保護、保存、継承が難しくなっており、引き続き文化財の状況確認や、保存会などへの支援を行う必要があります。
- ・市民の文化財、歴史に対する関心を高めるため、各種講座の開催などについて、継続的に取り組む必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 文化・芸術の振興

- ・文化に対する市民の意識調査を実施し、文化振興施策を検証するとともに、新たな文化振興計画の策定を進めます。

(2) 既存施設の充実と有効活用

- ・既存施設の特徴を考慮し、連携と役割分担による効率的な運用と、適切な維持管理を図ります。

- ・施設の複合化、多機能化を検討するとともに、収蔵品の展示・保管環境の整備に努めます。
- ・龍岡城五稜郭の今後の維持・管理、活用方法を検討します。

(3) 市民の文化・芸術活動の促進

- ・利用者の増加に向け、魅力ある展示や、講座などの開催を推進します
- ・文化振興基金の運用益を活用し、演劇や音楽、舞踊など優れた舞台芸術に触れる機会を提供し、施設の利用を促進します。
- ・文化・芸術団体の自主的な活動を促進するため、芸術文化活動事業補助金及び芸術文化振興激励金などによる芸術文化活動団体への支援を継続して実施します。

(4) 佐久の先人の成果の活用

- ・ふるさとへの愛着や誇りの気持ちの醸成を図るため、「佐久の先人」の業績を広く市民に周知します。

(5) 文化財の保護・継承と活用

- ・定期的に文化財状況調査を行い、保護・保存を図るとともに、文化財を公開することにより、市民が触れる機会の提供に努めます。
- ・無形民俗文化財の後継者の育成など貴重な文化財を後世に伝えるため、保存会などへの支援を実施します。
- ・市民の文化財、歴史に対する関心を高めるため、小中学校への出土品の貸出しや各種講座の開催など、文化財に触れる機会の拡充を図ります。

生涯学習

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・公民館講座の参加者にアンケート調査を実施し、市民ニーズや参加者の傾向を分析することにより、公民館講座の充実に努めています。
 - ・生涯学習関連情報を月ごとにまとめた「マナビィさく」を発行し、情報の周知に努めています。
 - ・地域の指導者及び専門知識を有する方を生涯学習リーダーバンク*に登録し、その情報を市民に提供しています。
 - ・高齢者大学*修了者を対象に、地域で活躍するリーダーを育成するため、高齢者大学大学院を開講しています。
 - ・市内公民館の拠点施設として市民創錬センターを開館するとともに、老朽化している中込会館の移転改築や、浅間会館の改築を進めています。
 - ・老朽化の著しかった旧望月図書館を望月支所2階に移設開館するとともに、記念事業として「読書に心地よい椅子コンテスト」を行いました。
 - ・読書通帳事業*を開始し、市民がより読書に親しめるようサービスの充実に努めています。
 - ・各図書館司書の連携による適切な選書と、図書館利用者からの要望などから、市民ニーズを的確に把握し、利便性の高い図書館資料の充実に努めています。
- ・移動図書館車の巡回地域について、利用の状況や地元要望を参考に見直しを行い、ステーションの増設を行いました。

* 高齢者大学: 高齢者の生きがいと知識向上を目的として学習を行う事業

* 読書通帳事業: 図書館で借りた本の名前と、借りた年月日が専用の機械で印字できる通帳を発行し、自分で読書歴を管理することにより、市民の継続した読書活動を促進する事業

現状と課題

- ・公民館講座は、参加者の多くが高齢者であり、また男性の参加が少ないため、若い年代や男性も参加しやすいよう内容を検討する必要があります。
- ・生涯学習関連事業に多くの市民に参加してもらうため、事業の効果的な情報発信を行っていく必要があります。
- ・地域の生涯学習活動の推進役として、生涯学習リーダーバンク登録者や高齢者大学大学院で学習された高齢者の情報を発信していく必要があります。
- ・老朽化の進んだ生涯学習施設の計画的な整備を進める必要があります。
- ・市立図書館に対する市民ニーズは、多様化、専門化する傾向にあるため、図書館サービスを充実していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 生涯学習活動の充実

- ・市民ニーズの把握に努め、多彩な講座を開催するとともに、男性や若年層も参加しやすい新規講座の開催を検討します。
- ・市民の生涯学習活動を促進するため、より効率的な生涯学習関連情報の発信に努めます。
- ・地域での学習活動を指導するリーダーの確保と育成を推進します。
- ・グループの活動や生涯学習リーダーバンクの情報を広報佐久や市ホームページなどにより提供するとともに、コーディネート機能の充実を図ります。

(2) 生涯学習環境の整備

- ・生涯学習施設の計画的な整備と機能の充実を図ります。

(3) 図書館サービスの充実

- ・市立図書館の計画的な整備と機能の充実を図ります。
- ・多様化する市民ニーズに対応した図書資料やサービスの充実に努めます。
- ・移動図書館車の更新や市民ニーズを反映した巡回地域の見直しを進めます。

スポーツ

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・市民のスポーツに対するニーズ調査を実施しながら、各世代に応じた、各種スポーツ大会や教室を開催し、生涯にわたってスポーツに親しめる機会の提供を行っています。
- ・総合型地域スポーツクラブ*やスポーツ少年団の活動、育成を支援するため、施設使用料の減免を行っています。
- ・指導者の資質向上を図るため、研修会を開催しています。
- ・市内に練習する施設がないスポーツ少年団活動を支援するため、スポーツ振興補助金制度を創設しました。
- ・佐久総合運動公園陸上競技場を第2種公認競技場*として整備し、平成25年度から供用を開始しました。
- ・佐久総合運動公園補助競技場を整備し、平成26年度から供用を開始しました。
- ・AC長野パルセイロの公式競技を実施するなど、一流のスポーツに触れる機会の提供を行いました。
- ・佐久市体育協会など関係機関との連携により、創錬の森への県立武道館の建設が決定しました。
- ・体育施設の改修などスポーツに親しめる環境の整備を行っています。

現状と課題

- ・スポーツは、身体的にも精神的にも有用であることから、健康の保持・増進や生活習慣病予防のため、生涯スポーツを推進する必要があります。
- ・気軽に参加でき、参加したくなるようなスポーツ大会や教室になるよう、内容などの見直しを行っていく必要があります。
- ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団が安定した活動が継続できるよう、支援する必要があります。
- ・スポーツ少年団認定指導者*の確保をするため、認定資格を取得するための負担軽減などを検討する必要があります。
- ・全国大会や国際大会などで活躍できる人材を育成するため、体育協会や競技団体と連携し、優れた指導者の養成や確保に努める必要があります。
- ・佐久総合運動公園内の野球場と、クロスカントリーコースの整備を計画的に進める必要があります。
- ・各体育施設の機能を生かし、スポーツ大会やイベントなどの開催により、さらなる交流人口の創出を図る必要があります。

* 総合型地域スポーツクラブ: 子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブのこと。

* 第2種公認競技場: 公認競技会を開催できる施設であることを日本陸上競技連盟が認定した施設。設備などにより第1種から第4種まで分けられており、第2種公認陸上競技場では、日本陸上競技連盟の加盟団体などが主催する選手権大会などが開催できる。

* スポーツ少年団認定指導者: 公益財団法人日本体育協会公認の所定の養成講習会を終了し、資格認定されたスポーツ少年団の指導者

- ・社会体育施設の適正な維持管理を図るとともに、新たな施設整備や統廃合を含め、計画的な整備、改修などを推進する必要があります。
- ・体育施設の概要や予約状況などの情報を提供し、利用率の向上及び利用者数の増加に努める必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 生涯スポーツの振興

- ・スポーツに親しむ環境づくりを推進するため、市民のニーズに応じた、スポーツ大会、教室の充実を図ります。
- ・佐久市体育協会、スポーツ推進委員と連携し、誰でも気軽にできる運動・スポーツの普及に努めます。
- ・市民の健康づくり推進のため、週1回以上の運動・スポーツ実施率の向上を促進します。
- ・身近で気軽にスポーツが行えるよう、地域のスポーツ活動を促進するとともに、佐久市体育協会、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の育成を支援します。
- ・障がいのある人がスポーツに取り組める環境整備に努めます。
- ・効果的なトレーニング方法やスポーツ障害の予防に関する知識の普及に努めます。

(2) 競技スポーツの振興

- ・全国大会などで活躍が期待できる競技者の育成や競技力の向上を目指し、体育協会や競技団体と連携して、優れた指導者の養成・確保を図ります。
- ・市民が一流のプレーに触れる機会の充実を図ります。

(3) 東京オリンピック・パラリンピック

開催による交流の促進

- ・東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致を推進します。
- ・「ホストタウン」交流計画に基づき、スポーツ交流や子どもたちの相互交流などを進めるとともに、オリンピック・パラリンピック開催後の交流も推進します。

(4) 体育施設の充実

- ・老朽化した施設・設備の計画的な整備や機能の充実を図ります。
- ・スポーツによる交流人口の創出を図るため、佐久総合運動公園に整備した施設の活用を推進します。
- ・利用率の向上と利用者数の増加を図るため、体育施設の概要や予約状況などの情報提供に努めます。
- ・身近なスポーツの場として、学校体育施設などの活用を図ります。

第3節 尊重され支え合う社会の形成

人権尊重社会

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・人権尊重社会の実現のため、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定しました。
- ・人権・男女共生フェスティバルの開催や隣保館活動事業の推進により人権意識の高揚を図っています。
- ・市民全般を対象とした人権同和教育講座や、保育者、保護者、教職員などを対象とした人権同和教育研修会などを実施し、人権を尊重する明るいまちづくりを推進しています。
- ・人権教育の指導にあたる人材の養成を行うとともに、相談体制の充実を図っています。

現状と課題

- ・同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する様々な差別などの問題は、今も存在していることから、なお一層の人権教育、啓発の充実により、人権を尊重する明るいまちづくりを進めていく必要があります。
- ・インターネットの普及に伴い、インターネットを使ったいじめや人権侵害が問題となっていることから、人権尊重の立場に立ったインターネット利用を啓発していく必要があります。
- ・幼児期からの人権同和教育が重要であるため、引き続き保護者や保育者、教職員への研修を行う必要があります。
- ・様々な人権問題に対する相談体制の充実に努める必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 人権意識の高揚

- ・人権を尊重する明るいまちづくりを推進するため、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき、市民、学校、行政などが一体となり、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、人権同和教育講座、イベントなどあらゆる場での啓発を推進します。
- ・多文化共生の推進のため、国際交流フェスティバルの開催などにより、市民の相互理解の向上を促進します。
- ・インターネットを悪用した人権侵害をなくするため、研修会などを通して利用者のモラルの向上を促進します。

(2) 人権教育の推進

- ・関係機関と連携を図り、家庭、地域、職場における人権講座、学習会を開催します。
- ・障がいや障がいのある人への正しい知識や理解を深めるための教育を推進します。
- ・幼児期から継続した人権同和教育を推進するため、保育所、幼稚園、小・中学校の保護者や保育者、教職員を対象とした研修会や講座の開催を推進します。
- ・人権教育の指導にあたる人材の養成と、人権問題の相談体制の充実に努めます。

男女共同参画社会

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次佐久市男女共同参画プラン」を策定しました。
- ・各種審議会、委員会などへの女性の登用を推進するとともに、女性団体・グループの設置支援や交流機会を拡充し、団体などの活動を促進しています。
- ・幼稚園、保育所、学校などでの男女共同参画の教育推進とともに、家庭、地域、職場において固定的性別役割分担意識*の是正などの男女共同参画意識の啓発をしています。
- ・固定的性別役割分担意識の是正のため、研修会などを開催し、地域社会で活躍できる女性リーダーを養成しています。
- ・男女が共に働きやすい環境を整備するため、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など関係法制度の周知、啓発を推進しています。
- ・男女が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、平成26年度から「男女共同参画推進事業者表彰*」を実施しています。
- ・あらゆる男女間の暴力の予防や早期発見のため、啓発を行うとともに、被害者支援のため、相談窓口の充実を図っています。

現状と課題

- ・男女が自らの意思に基づき社会のあらゆる分野の活動に参画できる機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。
- ・審議会などにおける女性委員の登用率はまだ低いことから、さらなる女性委員の登用を推進する必要があります。
- ・幼児から高齢者に至る幅広い層に対し、引き続き固定的性別分担意識の是正など男女共同参画意識の啓発を推進する必要があります。
- ・引き続き地域社会で活躍できる女性リーダーの養成を行う必要があります。
- ・男女共同参画社会の実現に向け活動を行っている各種団体を支援する必要があります。
- ・雇用における男女間格差の是正とともに、男性の家事、子育て、介護への参画を推進する必要があります。
- ・男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現には、市民、事業者、行政が一体となって積極的な取組を図る必要があります。
- ・貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

* 固定的性別役割分担意識:夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく役割分担意識

* 男女共同参画推進事業者表彰:男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者を表彰し、その取組内容を広く周知することで、男女共同参画の社会づくりを一層促進する事業

- ・男女のあらゆる暴力の根絶が求められる中、相談窓口の周知を図るとともに、被害者への支援体制の充実を図る必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 男女共同参画の意識づくり

- ・男女共同参画社会の実現に向け、「第3次佐久市男女共同参画プラン」に基づき各種施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・幼稚園、保育所、学校などでの子どもたちからの教育の推進と、家庭、地域、職場での固定的性別役割分担意識の是正などの男女共同参画の視点に立った意識づくりを推進します。
- ・市内の各種団体で構成されている「佐久市男女共生ネットワーク」を支援するとともに、女性団体の設置支援や団体間の交流機会を拡充します。

(2) 女性が活躍できる環境づくり

- ・女性リーダー養成研修を開催し、地域社会で活躍できる女性リーダーを養成します。
- ・各分野における方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会、委員会などへの女性の登用を推進します。
- ・雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性の職域拡大を図るため、企業の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画」策定において情報提供など支援に努めます。
- ・先進的な就業制度を周知するなど市民、事業者、行政が一体となって、男女がともに働きやすい環境づくりを促進します。

- ・働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりを推進するため、子ども・子育て支援の充実、育児休業の取得促進、多様な働き方の普及などにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努めます。

(3) 人権の尊重と安心・安全な社会づくり

- ・男女共同参画の視点に立ち、貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備に努めます。
- ・男女間のあらゆる暴力の予防や根絶のため、男女平等意識の啓発を図るとともに、被害者への支援体制の充実を図ります。